

令和 3 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5月10日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
臨時議長の紹介	5
写真撮影の許可について	5
執行機関の課長等の紹介	5
開会の宣告	7
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
仮議席の指定について	8
議長の選挙について	8
議長当選承諾及び挨拶	9
副議長の選挙について	10
副議長当選承諾及び挨拶	12
議席の指定について	13
会議録署名議員の指名	13
会期の決定について	13
常任委員の選任について	13
日程の追加	14
議長の常任委員の辞任の件	14
議会運営委員の選任について	15
岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員の選挙について	16

宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について……………	18
岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について……………	19
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	21
・承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求 めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	23
・承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める ことについて	
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	25
・承認第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し 承認を求めることについて	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	29
・同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	30
・同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて	
広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について……………	31
議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	32
令和3年度議員派遣について……………	32
閉会の宣告……………	32
署名……………	33

令和3年第3回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 5 月 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 5 月 1 0 日 午 前 1 0 時 1 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 5 月 1 0 日 午 後 2 時 0 4 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 番	千葉泰彦	2 番	佐藤安美
	3 番	畠山昌典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第3回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年5月10日(月曜日)午前10時10分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

令和3年第3回岩泉町議会臨時会

追加議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第 2 指定第1号 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選任第1号 常任委員の選任について
- 日程第 6 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 選挙第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 選挙第4号 宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第12 承認第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第13 同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第14 同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第15 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について （広報広聴常任委員長申し出）
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について （議会運営委員長申し出）
- 日程第17 令和3年度議員派遣について

閉会の宣告

◎臨時議長の紹介

○事務局長（箱石良彦君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の早川ケン子議員をご紹介申し上げます。

早川ケン子議員、どうぞ議長席にお着き願います。

○臨時議長（早川ケン子君） ただいまご紹介いただきました早川ケン子です。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

◎写真撮影の許可について

○臨時議長（早川ケン子君） 開会に先立ちまして申し上げます。

議会だより等の取材のため、本会議の状況について議会事務局職員及び町職員が写真撮影することを許可しておりますので、ご了承願います。

また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎執行機関の課長等の紹介

○臨時議長（早川ケン子君） お諮りします。

この際、執行機関の課長等の紹介をさせたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

課長等の紹介をお願いいたします。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、初議会のこの場をお借りいたしまして、本会議に出席をいたします各課長等を紹介させていただきます。席順に紹介をいたしますので、よろしく願いをいたします。それでは、危機管理監からお願いをいたします。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） 皆さん、おはようございます。危機管理監兼危機管理課長の佐々木重光であります。私は、平成28年台風10号災害時には、岩泉消防署長として災

害対応をさせていただきました。その後平成30年に、広域消防から岩泉町役場に出向となり、翌年岩泉町採用となり、今年で3年目となります。今後も引き続き岩泉町民の生命、身体、財産を守るため、しっかりと頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 政策推進課長の佐々木真と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。私は、昨年度まで地域整備課復興課で、主に平成28年の台風10号豪雨災害の復旧、復興のほうを進めてまいりました。今年度は、政策推進課ということになります。政策推進課では、岩泉町の将来のためにこれからいろいろな取組、それから事業、こういったものを一つ一つ課題を解決しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。常日頃議員の皆様とも意見交換をしながら、岩泉町にとって何が必要か、少ない財源の中でどういったことができるか、そういうものを一生懸命やっておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 会計管理者兼税務出納課長の三上でございます。昨年度は、政策推進課長をやってございましたが、今年から税務出納課のほうに配備してございます。よろしくお願いをいたします。

○消防防災課長（和山勝富君） 消防防災課長の和山と申します。私は、岩泉消防所長でございまして、消防防災課長は併任発令となっております。主な担当は、消防団、防火団体の育成等となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○教育次長（佐々木 剛君） 教育次長の佐々木剛と申します。昨年度は、地域整備課の総括室長でございました。教育委員会は、平成8年以来2度目となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○町民課長（山岸知成君） 町民課長の山岸知成と申します。町民課は、住民票発行等の窓口のほか、医療保険であるとか、介護保険とか、町民から相談を受け付ける機会も多いところでございます。町民に寄り添った対応をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○保健福祉課長（三上義重君） おはようございます。保健福祉課長の三上義重でございます。この4月、教育委員会から保健福祉課のほうに異動になってございます。現在三上教育長から離れて、心細くやっておりましたが、何とか頑張っております。保健福祉課は、地域福祉、あるいは児童福祉、子育て、そしてあと健診関係、今日から犬の予防注射も始まっております。本当に、地域の皆さんに密接に関連した業務になってございます。

また、今はコロナのワクチン接種が始まってございまして、大変皆様にはご迷惑おかけしながら、国が混乱している中で、地方自治体は本当にもっと混乱しているような状況ではございますが、そういったことがないような形で、まずスムーズにワクチン接種が進むように努めてまいりたいと思っています。この1か月、ワクチン接種に本当に何か苦勞させられているような気がしてございます。ただ、岩泉町、今感染者ゼロで、議員の皆様、あるいは町民の皆様の協力のおかげで感染者ゼロでございます。何とかそれも継続していけるように、皆様にお声がけしながら努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課の佐々木修二と申します。4年目となります。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 経済観光交流課の馬場と申します。3年目になります。町の経済、そして観光、あとは町民の皆さんの生活が少しでも向上するように、職員生活の集大成のつもりで精いっぱい取り組んでまいります。よろしく願いをいたします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 地域整備課長兼復興課長の三上訓一と申します。今年4月からの着任となっております。道路管理、住宅管理、そして東日本大震災及び台風10号の復興の全体の進捗管理等を担当しております。地域整備課長は初めての部署となります。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 上下水道課長の佐藤哲也と申します。一生懸命取り組んでまいりたいと思います。皆様からのご指導、ご鞭撻よろしく願い申し上げます。

○臨時議長（早川ケン子君） これで課長等の紹介を終わります。ありがとうございました。

これから本会議に入るわけではありますが、付議事件の議会構成に関わるもので、長い時間を要すると思われま。当局の提案事件の審査時間になりましたならば出席要求しますので、それまでの間、当局の課長等は退席をお願いします。

〔課長等退席〕

○臨時議長（早川ケン子君） 町長、副町長、教育長には、議長、副議長の選挙後に就任の挨拶がありますので、これが終わるまでの間、出席をお願いします。

◎開会の宣告

○臨時議長（早川ケン子君） ただいまから令和3年第3回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時10分)

◎開議の宣告

○臨時議長（早川ケン子君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（早川ケン子君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（早川ケン子君） 議事日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（早川ケン子君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（早川ケン子君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に1番、千葉泰彦君、2番、佐藤安美君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配付]

○臨時議長（早川ケン子君） 投票は単記無記名です。

同じ氏の議員が2名以上いる場合に、氏だけ記載したものは被選挙人を確認できないものとして無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（早川ケン子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（早川ケン子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票願います。

〔投 票〕

○臨時議長（早川ケン子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（早川ケン子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。千葉泰彦君、佐藤安美君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（早川ケン子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち

野館泰喜君 8 票

八重樫龍介君 6 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、野館泰喜君が議長に当選されました。おめでとうございます。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（早川ケン子君） ただいま議長に当選された野館泰喜君が議長におられます。会議規

則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人、野館泰喜君の当選承諾及びご挨拶をいただきます。

野館泰喜君。

○議長（野館泰喜君） ただいまご選任を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

まず、議会の議員の皆様におかれましては、ご理解とご支援をこれからよろしくお願いを申し上げます。何といたっても身に余る榮譽であり、この責任の重さに身が震えております。今町政を取り巻く状況は、コロナによって先が見えない状況にある中で、私どもはこの前の選挙で選ばれた14人が何としても一丸となって、本町の発展のために尽くしていかなければならないと思っております。

私は、自分自身のことでありますが、3期12年、ある種放言癖という持病を持ちながら、欠点だらけではありますけれども、何としてもこの町政課題、さらには議会の大きな課題として、私は議員の成り手不足を大きく捉えております。このことに何とか向かっていきたい、その一環として議員の待遇改善に取り組んでいきたいと思っております。もちろんこれには、町民の皆様の同意が不可欠であります。この同意をいただくためには、はっきりと皆様に分かるように、議会が必要だ、議会は役に立つ、そういう結果を残していかなければならないと思っております。どうか議員の皆様、そして中居町長をはじめ職員の皆様、ご支援とともにご指導、ご鞭撻、遠慮なく叱咤激励よろしくお願い申し上げます。

以上で就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長（早川ケン子君） それでは、野館泰喜議長、議長席にお着き願います。

ご協力誠にありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（野館泰喜君） 追加議事日程第1号の追加1を配付します。

〔資料配付〕

◎副議長の選挙について

○議長（野館泰喜君） 日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に3番、畠山昌典さん、4番、畠山和英さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（野館泰喜君） 投票方法は、議長選挙と同じであります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（野館泰喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票を願います。

〔投 票〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。畠山昌典さん、畠山和英さん、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（野館泰喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。

有効投票のうち

菊地弘巳さん 12票

八重樫龍介さん 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、菊地弘巳さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（野館泰喜君） ただいま副議長に当選された菊地弘巳さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって副議長当選の告知をいたします。

当選人、菊地弘巳さんの副議長当選承諾及びご挨拶をいただきます。

菊地弘巳さん。

○副議長（菊地弘巳君） ただいま皆様のご支持をいただき、副議長の職に就くことになりました。これからも岩泉町民の皆様の幸せと、今後ますます町民の皆様が幸せに過ごせるように頑張って務めてまいりたいと思います。議長の足を引っ張らないように頑張ってやりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

〔拍手〕

○議長（野館泰喜君） 町長、副町長、教育長には、当局の提案事件の審議時間になりましたならば出席要求をしますので、それまでの間退席をお願いいたします。

〔町長 中居健一君退席〕

〔副町長 佐々木宏幸君退席〕

〔教育長 三上 潤君退席〕

○議長（野館泰喜君） ここで暫時休憩します。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時47分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議席の指定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、指定第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。これより指定第1号を配付させます。

[資料配付]

○議長（野館泰喜君） お手元に配付いたしましたとおり議席を指定いたします。指定された議席にご着席願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第4、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎常任委員の選任について

○議長（野館泰喜君） 日程第5、選任第1号 常任委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名します。

総務常任委員は、千葉泰彦議員、畠山昌典議員、八重樫龍介議員、坂本昇議員、早川ケン子議員、合砂丈司議員、三田地泰正議員の7名を指名します。

産業常任委員は、佐藤安美議員、畠山和英議員、三田地久志議員、林崎寛次郎議員、野館泰喜議員、三田地和彦議員、菊地弘巳議員の7名を指名します。

広報広聴常任委員は、千葉泰彦議員、佐藤安美議員、畠山昌典議員、畠山和英議員、八重樫龍介議員、野館泰喜君の6名を指名します。

次に、議長の常任委員の辞任の件でございますが、通例により議長は常任委員を辞任いたしたく、申出いたします。

本件は、私の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によって退場いたします。

副議長、よろしくお願いいたします。

〔議長 野館泰喜君退場〕

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（菊地弘巳君） ただいま議長が退場しましたので、地方自治法第106条の規定により議長の職務を代わって行います。

◎日程の追加

○副議長（菊地弘巳君） お諮りします。

議長の常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議長の常任委員の辞任の件を議題といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議長の常任委員の辞任の件を議題とすることに決定しました。

◎議長の常任委員の辞任の件

○副議長（菊地弘巳君） 追加日程第1、議長の常任委員の辞任の件を議題とします。

通例により常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長、野館泰喜さんの入場を認めます。

〔議長 野館泰喜君入場〕

○副議長（菊地弘巳君） 議長を交代します。ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（野館泰喜君） ここで各常任委員会の正副委員長の互選のため、休憩します。

なお、総務常任委員は議員控室に、産業常任委員は事務局小会議室にご参集願います。両常任委員会終了後、広報広聴常任委員は事務局小会議室にご参集願います。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時23分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果が議長宛てに提出されましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長、八重樫龍介さん、副委員長、千葉泰彦さん。

産業常任委員会委員長、三田地久志さん、副委員長、畠山和英さん。

広報広聴委員会委員長、畠山昌典さん、副委員長、佐藤安美さん。

以上でございます。

◎議会運営委員の選任について

○議長（野館泰喜君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

ここで調整のため暫時休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時33分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

それでは、議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により議長において

指名します。

議会運営委員は、畠山昌典議員、畠山和英議員、八重樫龍介議員、三田地久志議員、林崎寛次郎議員、合砂丈司議員の6名を指名します。

ここで議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩します。

なお、議会運営委員は事務局小会議室にご参集願います。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時46分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果が議長宛てに提出されましたので、ご報告申し上げます。

委員長、畠山和英さん、副委員長、合砂丈司さん。

以上でございます。

◎岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員の選挙について

○議長（野館泰喜君） 日程第7、選挙第3号 岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員の選挙を行います。

岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約第5条の規定により、岩泉町議会議員の中から同組合同議会議員1人を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に八重樫龍介さん、三田地久志さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（野館泰喜君） 念のため申し上げます。投票方法等は、議長、副議長選挙と同じであります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（野館泰喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票願います。

〔投 票〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

八重樫龍介さん及び三田地久志さん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（野館泰喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票11票、無効投票3票。

有効投票のうち

合砂丈司さん 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、合砂丈司さんが岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいま岩手県沿岸知的障害児施設組合議会議員に当選されました合砂丈

司さんが議場におられます。会議規則第32条第2項によって当選の告知をいたします。

◎宮古地区広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（野館泰喜君） 日程第8、選挙第4号 宮古地区広域行政組合議会議員の選挙を行います。

宮古地区広域行政組合同規約第5条の規定により、岩泉町議会議員の中から同組合議会議員3人
を選挙するものであります。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定に
よって、立会人に林崎寛次郎さん、坂本昇さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（野館泰喜君） 念のため申し上げます。投票方法等は、今までの例と同じです。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（野館泰喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票を願います。

〔投 票〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。林崎寛次郎さん、坂本昇さん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（野館泰喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票零票。

有効投票のうち

畠山和英さん	5 票
三田地久志さん	4 票
千葉泰彦さん	3 票
畠山昌典さん	2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票でございますので、畠山和英さん、三田地久志さん、千葉泰彦さんの3名が当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいま宮古地区広域行政組合議会議員に当選されました畠山和英さん、三田地久志さん、千葉泰彦さんの3名が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（野館泰喜君） 日程第9、選挙第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、岩泉町長及び岩泉町議会議員の中から同広域連合議会議員1人を選挙するものであります。

町長より、候補者となることを辞退する旨の申出を受けていることを報告します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に早川ケン子さん、三田地和彦さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配付]

○議長（野館泰喜君） 念のため申し上げます。投票方法等は、今までの例と同じです。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（野館泰喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員より順次議長席に向かって右側から登壇の上、投票を願います。

[投票]

○議長（野館泰喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。早川ケン子さん、三田地和彦さん、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（野館泰喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票。

有効投票のうち

林崎寛次郎さん 10票

坂本昇さん 1票

早川ケン子さん 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございますので、林崎寛次郎さんが岩手県後期高齢者医療広域

連合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野館泰喜君） ただいま岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました林崎寛次郎さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午後 零時09分）

再開（午後 1時30分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議案は、お手元に配りましたとおりです。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し
承認を求めることについて。

岩泉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年5月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法
施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等
の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、
同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例等の一部を改正する条例を設け、及び同

日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法等の改正に伴います本町税条例の改正でございます、併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理も行うものでございます。新旧対照表が長いものですから、主な改正内容をご説明申し上げます。

1つ目でございますが、個人住民税関係でございますが、特定一般医薬品等の購入によります医療費控除及び住宅借入金等特別控除、この期間が延長をされますことに伴う改正でございます。

次に、法人住民税についてでございますが、今回特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人、いわゆるNPO法人を減免対象に追加をする改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、土地の価格の特例などにつきまして、期間を2年間延長してございます。

最後に、軽自動車税についてでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、令和2年度末まで延長をされておりました環境性能割の臨時的軽減措置をさらに9か月延長をするということと、種別割のグリーン化特例につきまして、対象の見直しをした上で、2年間延長をする改正を行うものでございます。

以上が改正の概要でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第11、承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年5月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」が発出され、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に要する費用が国庫補助の対象となることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正につきましては、当該国保の減免条例についてでございます。この条例は、まさに昨年度コロナ対策といたしまして、9月定例会におきまして令和元年度及び2年度の国民健康保険税を対象とした減免につきまして、令和3年3月31日に執行をすることで制定をしておりましたところ、今般国からの通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の状況、影響に鑑み、1年間の延長をするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 確認をさせていただきたいと思いますが、前年度といったときに、この新旧対照表の最後のページで300万円以下とか、750万円を超える場合とありますが、これの対象者がお分かりですか、岩泉町における。この方々が減免の対象となります、例えば50人なのか、100人なのか、もしくはないのか、お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） お答えします。

この収入は、あくまでも前年の合計所得金額でございまして、あと国保の被保険者となりますので、国保の被保険者が毎月出入りがございますので、確定した数字はちょっとつかんでございませませんが、そういう前年の、今だと昨年中の申告に基づいて、こういう合計所得金額の基準の世帯等はすぐに把握できる状況にはなってございます。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） すると、今申告を精査して、それからでない数字が出てこない。ただ、この予算を編成するときに、国保税のそれらが出ないと歳入も確定できないというようなことにもなるので、概算の見込みとかというふうなのは押さえておく必要があるかと思うのですが、そこまでやっていないのかどうかお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 元年、2年の実績として2件ほど、全部で20万円ちょっとぐらいですので、今の時点ではコロナウイルス感染症が町内にも発生していませんし、そういう相談もあることはあるのですが、今の時点ではまだそこまで試算は必要ないかなと思ってございます。

○議長（野館泰喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第12、承認第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和3年5月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,990万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和3年4月22日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、小本地域におきまして急激にナラ枯れ被害が拡大している状

況を踏まえ、早急に被害の拡大防止を図るため、被害木の薬剤薫蒸処理等に要する経費について、増額の補正を行ったものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。4ページを御覧願います。5款2項2目林業振興費、12節委託料におきまして、ナラ枯れ被害木処理対策事業委託料955万1,000円を増額計上してございます。ナラ枯れの被害の状況でございますが、現在被害が確認されております地区が主に小本地区でございます。小本、本茂師、下中里、大牛内及び内の沢地区となっております。確認されました被害木につきましては、今回一旦全て処理を行う予定でございます。事業量は287.7立米を見込んでございます。

次に、歳入をご説明いたします。3ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税におきまして、特別交付税250万3,000円を増額計上しております。これは、森林病虫害等防除事業に要する経費が特別交付税の算定項目とされておりまして、その分の歳入を見込んだものでございます。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金で、森林病虫害等駆除事業155万5,000円を増額計上してございます。令和3年度春駆除分の県補助金につきまして、県から内示がございましたので、今回予算計上をしたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 被害に遭った木を伐採して積んで、薫蒸処理して、被覆資材で覆っていると。ところが、地元の方から寄せられた声で、破けているところがあるのだけれども、大丈夫なのだろうかという不安の声が届いていますが、そこについては何ともないものかどうかちょっと確認をさせてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

ビニールにつきましては、まず生分解のマルチを使っております。衛生伐の基準については、ビニールを敷く期間は2週間を確保しなさいということになってございますので、その期間については十分に執行されているということで確保してございまして、その後の状況につきまして

は、生分解マルチということで、自然に返るというものでございますので、そのまま放置をさせていただきますというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） そうすると、間違いなくその中に入っている虫が死んでいるということなのでしょうか。確認とかというのは一々する必要はないとは思いますが、抽出して、何か所かは確認みたいなことも、初めてのことなので、データの的には世の中ではそういう処理をしているのですが、岩泉町民にとっても確認したというようなことの一報があれば、また安心すると思われまますから、無理であればあれですけれども、ぜひそういうこともすべきではないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 薬剤での駆除後の確認につきましては、2週間あれば十分というデータは得られておりますけれども、現地での確認、とりわけ岩泉町内の被害拡大という防止の観点から、その点の実施につきましては、県のほうともちょっと調整をしながら検討させていただきたいというように思います。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 最終確認です。その薫蒸処理した木材は、もうそのままそこに放置と、移動はしないということなのですね。その確認でした。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 駆除をされました木材につきましては、そのまま林地内に放置をさせていただくということで、あとは所有者のほうで利用される場合には移動はいいよということにしてございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 今回ナラ枯れが拡大しているので、急遽この専決処分ということであります。そうしますと、この補正、昨年度、2年度でも実施しました。その面積、小掛付近、大牛内だったかと思いますが、今回はさらに拡大しているので、やるということであります。今説明ありましたが、その場所と面積等々についてご説明ください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 被害木のほうの地区と面積についてでございますけれども、ま

ず令和元年度におきまして発見されたものが小本の内の沢で13本、あとは小掛の部分の町有林で約7ヘクタールほどということになってございまして、この町有林につきましては更新伐で既に伐採のほうはしておりますという状況になります。令和2年度につきましては、まず発見されたのが春時点におきまして大牛内の部分と、あとは中里、あとは赤鹿の部分で、合計で109本、面積につきましてはカウントのほうはちょっと難しいことから、本数のほうですみませんが、よろしく願いいたします。その後令和2年度の秋頃ですけれども、小本のカモイカ、熊の鼻、阿津羅、大牛内地区で発見されてございまして、こちらのほうが被害調査によりますと139立米ほどの材積量になってございます。本年に入りまして、2月から3月におきまして小本の内の沢と大牛内でもさらに発見されまして、そちらの数量が149立米というような状況になってございます。これまでの令和元年、2年での衛生伐、薬での薫蒸処理については149立米ほど実施してございまして、今後の予定といたしましては約280立米を超える量を一応計画してございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） ありがとうございます。今回急遽この補正で作業をしているということがあります。そうしますと、おおむねまだ出るかもしれません、これからの心配はどうですか。これで大体もう分かっている範囲は、作業を進めているということでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今後ナラ枯れのほうの状況につきましては、随時現地に足を運びながら、内陸部のほうへの進行状況があるのかということを実施していきたいなと思ってございます。町内の4か所、安家、あとは小本、有芸のほうで4か所モニタリングの調査を一応実施いたしまして、月1回程度はそちらのほうを巡視しながら、被害が及んでいないかというのを確認していきたいなと思ってございますし、ナラ枯れの被害木の発見については、住民の皆さんにもご協力をお願いしたいということで、これまで同様にぴーちゃん等のご案内をしながら実施していきたいというふうに考えてございます。

また、あと被害の拡大、被害を防ぐために広葉樹の更新伐をしていくということで、そちらの事業の案内につきましても伐採事業者等の皆さんから協力を得まして、民地の方の協力を得ながら進めていければなというようにも考えてございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから承認第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第13、同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第1号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、箱石憲市。

令和3年5月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町監査委員佐々木良治が、令和3年5月10日をもって任期満了となることに伴い、新たに選任しようとするものである。

次のページに、参考資料として略歴書を添付してございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第14、同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、坂本昇さんの退場を求めます。

〔8番 坂本 昇君退場〕

○議長（野館泰喜君） 本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、坂本昇。

令和3年5月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町監査委員菊地弘巳が、令和3年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、新たに選任しようとするものである。

次のページに、参考資料といたしまして略歴書を添付しておりますので、御覧願います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで、坂本昇さんの入場を求めます。

〔8番 坂本 昇君入場〕

◎広報公聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野館泰喜君） 日程第15、広報公聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、広報公聴常任委員長から広報公聴常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野館泰喜君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎令和3年度議員派遣について

○議長（野館泰喜君） 日程第17、令和3年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時04分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 舘 泰 喜

副 議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

千 葉 泰 彦

署 名 議 員

佐 藤 安 美

署 名 議 員

畠 山 昌 典
